

○ 高等教育の「新たな公」にむけたルール集成への賞賛

吉本 圭一

滋慶医療科学大学院大学 教授

日本職業教育学会 会長

本書は「新たな公」に向かう。ここには、日本国憲法に始まり学校教育法等の法律と大学設置基準等の省令・告示等、そしてそれぞれの制定・改正に係る主要な施行通知まで、大学等に関わる法令等をこの一冊に集成している。関係者必携の、枕を高く安眠できる分厚い事典のような一冊ともみえる。しかし、この書は、いささか無味乾燥な冷たい響きのある「法令集」の用語範囲を遙かに超える。特に第三部資料編の第一章で5つの認証評価機関の評価基準およびその解説等が横並びに集録されている。この多様さから、研究者には極めて興味深い、関係者がうかうか安眠できない比較研究素材が得られる。

2016年まで文教協会から定期刊行されていた『大学設置審査要覧』を継承しつつも、「1991年以後の大綱化の事前規制から事後チェック」への流れを反映して、「設置評価」を包含した大きな転換がある。そうした転換と連動し、本書「はじめに」や「編集後記」では、前書「要覧」までのスタンスからおおよそ想定できない文教政策へのクリティカルな視線が照射されており、これこそが本書の価値、魅力である。「関係者」が大学を設置(運営)するというだけならば、この書の一部の情報だけで、またその多くは”e-Gov”などで検索可能なものでこと足りるし、認証評価にしても、それぞれの「関係団体」に係る認証評価機関の基準をみて最低ラインをクリアすればこと足りるともとも見える。

しかし、より良く大学を設置(運営)しようとしたとき、基準等そのものを相対的に比較しつつ自らの方向性を考えるためには、本書は必携の書となる。中央教育審議会の多様性と柔軟性という耳に心地よい響きの言葉を並べた「高等教育のグランドデザイン」に対峙し、大学関係者がその関係団体等の枠を越え、固有の機能的分化へのスタンダードを自らデザインしていくための貴重なツールなのである。「新たな公」へ向けた問いかけの鬼気迫る息づかいが本書の中にある。地域科学研究会の試みは、『大学一覧』刊行などとともに、文教協会の解散以後のこうした公的サービスの欠落を埋めて余りあるものとなっている。

1991(平成3)年の大学設置基準等の大綱化以後の文教政策の流れをみるには、本書第2部が貴重なエビデンスとなっている。中教審46答申以後、筑波大学創設等とも関連する1972(昭和47)年の諸通知から大綱化にいたる20年間の施行通知20本の検討も興味深い。この大綱化にともなった評価制度の展開が、その後30年間78本の施行通知から克明に追えることも注目したい。自己点検・評価の「ナカグロ(・)」が白熱した議論を生んだ時代から、外部評価、第三者評価、認証評価へと展開し、また外形的な基準から教育プログラムの学修成果へと焦点が絞り込まれ、いわば政策の不明領域に踏み込んだことによって、いま内部質保証に回帰する流れが生まれていると評者には見える。

また、職業教育関係者としてこうした大学政策の大きな流れと異なる波紋を見ることができるとも興味深い点である。大綱化のもとの事後のソフトチェックと異なる些細な事前チェックアプローチが、2017(平成29)年の専門職大学等にかかる多くの施行通知に見られる。こうした異なる流れを整えるのは優秀な文部科学官僚にも難しかったのか、学校教育法第109条3項で専門職大学等に分野別認証評価を課しながら、2018(平成30)年文部科学省令一号の留意事項で「専門職学科については……受審を義務付けるものではない」と、専門職大学院と異なる扱いをするという矛盾する扱いを生じている。今後軌道修正されるであろうが、いろいろと研究的に興味深いエビデンスが把握できることも、こうした「新たな公」へのアプローチがあればこそである。

地域科学研究会には、これら本書への賛辞を送りたい。ぜひ今後は、「大学」にとどまらない高等教育、ないし第三段階教育の「法令集」として、専修学校設置基準や職業実践専門課程等の設置評価にかかる情報の集成を期待したい。もう一言ご負担をおかけすることになるけれども、『大学一覧』における大学組織変遷や、関連法令等の変遷、関連する情報突合可能な、電子情報スタイルでの編纂公開についての検討も、ぜひあわせてお願いしたいものである。(2021.1.15)